

第5章 いじめ

1. いじめのとりえ方

いじめの状況については、昭和60年度から文部科学省が調査を開始し、平成6年度及び平成18年度の調査から、5-1表のとおりいじめのとりえ方等について見直しが行われた。

5-1表 いじめに関する調査の変遷

調査対象時期	昭和60年度～平成5年度	平成6年度～平成17年度	平成18年度～
調査対象校種	公立小・中・高等学校	公立小・中・高等学校、公立特殊教育諸学校	国・公・私立小・中・高等学校、国・公・私立特別支援学校
調査におけるいじめのとりえ方	<p>①自分よりも弱い者に対して一方的に、</p> <p>②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、</p> <p>③相手が深刻な苦痛を感じているもの、</p> <p>であって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。</p>	<p>①自分よりも弱い者に対して一方的に、</p> <p>②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、</p> <p>③相手が深刻な苦痛を感じているもの。</p> <p>なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。</p>	<p>①一定の人間関係のある者から、</p> <p>②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、</p> <p>③精神的な苦痛を感じているもの。</p> <p>なお、起こった場所は学校の内外を問わない。</p> <p>いじめの「発生件数」を「認知件数」に改める</p>

平成18年度調査からのいじめの定義は次のとおりである。

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

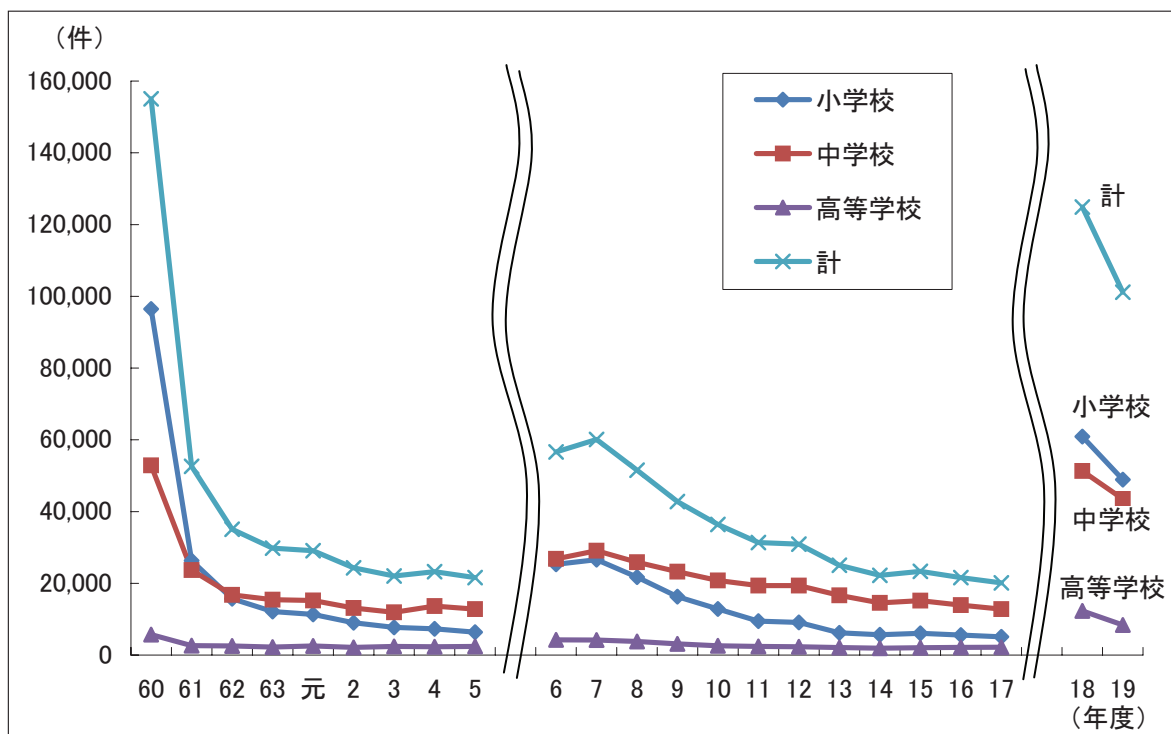
学校等関係者にあっては、自らの学校にもいじめがあるのではないかとの問題意識をもって、アンケートや個別面談等で積極的に実態把握を行うなど、定義等の見直しの趣旨を十分に踏まえた対応が求められる。

2. いじめの状況

(1) いじめの認知（発生）件数の推移

調査開始後のいじめの認知（発生）件数の推移は、次のとおりである。平成18年からは、小学校の認知件数が最も多くなっている。

5-2図 いじめの認知（発生）件数の推移



年度	60	61	62	63	元	2	3	4	5
小学校	96,457	26,306	15,727	12,122	11,350	9,035	7,718	7,300	6,390
中学校	52,891	23,690	16,796	15,452	15,215	13,121	11,922	13,632	12,817
高等学校	5,718	2,614	2,544	2,212	2,523	2,152	2,422	2,326	2,391
計	155,066	52,610	35,067	29,786	29,088	24,308	22,062	23,258	21,598

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14
小学校	25,295	26,614	21,733	16,294	12,858	9,462	9,114	6,206	5,659
中学校	26,828	29,069	25,862	23,234	20,801	19,383	19,371	16,635	14,562
高等学校	4,253	4,184	3,771	3,103	2,576	2,391	2,327	2,119	1,906
特殊教育諸学校	225	229	178	159	161	123	106	77	78
計	56,601	60,096	51,544	42,790	36,396	31,359	30,918	25,037	22,205

年度	15	16	17
小学校	6,051	5,551	5,087
中学校	15,159	13,915	12,794
高等学校	2,070	2,121	2,191
特殊教育諸学校	71	84	71
計	23,351	21,671	20,143

年度	18	19
小学校	60,897	48,896
中学校	51,310	43,505
高等学校	12,307	8,385
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	384	341
計	124,898	101,127

(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国・私立学校も調査

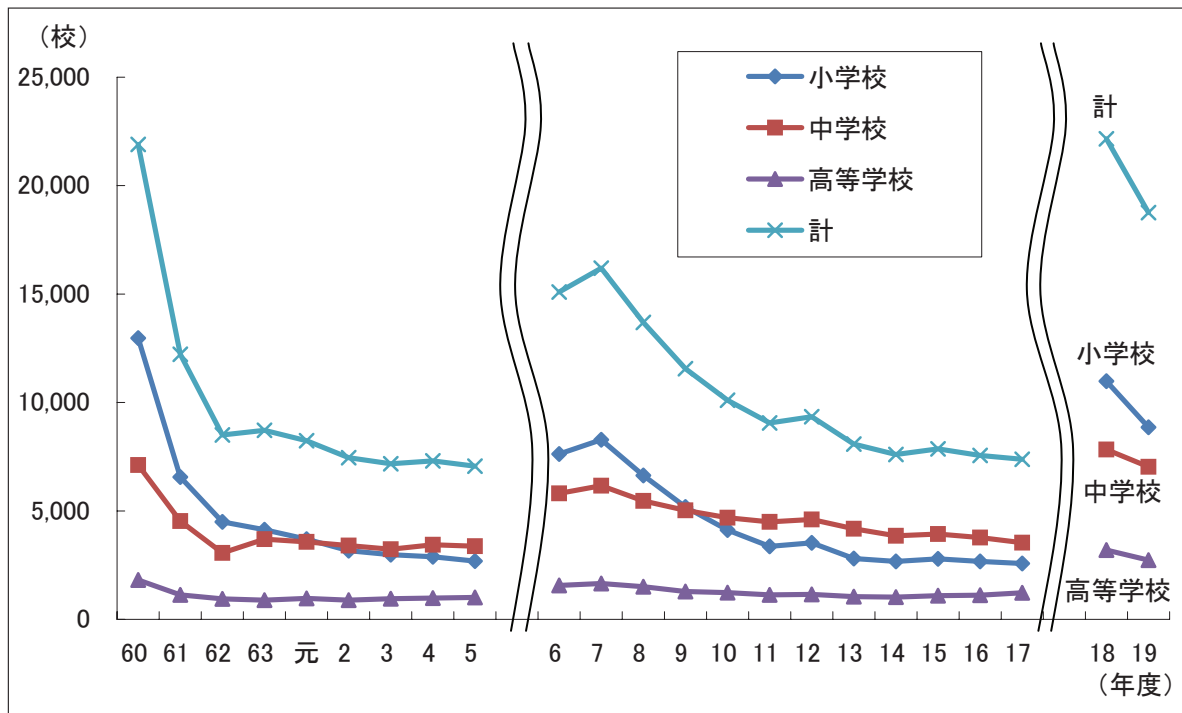
(注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) いじめの認知（発生）学校数の推移

いじめを認知（いじめが発生）した学校数の推移は、次のとおりである。平成18年度からは、小学校の校数が最も多くなっている。

5-3図 いじめの認知（発生）学校数の推移



年度	60	61	62	63	元	2	3	4	5
小学校	12,968	6,560	4,497	4,135	3,695	3,163	2,984	2,883	2,684
中学校	7,113	4,532	3,061	3,696	3,575	3,403	3,234	3,440	3,371
高等学校	1,818	1,130	948	883	969	888	954	982	1,009
計	21,899	12,222	8,506	8,714	8,239	7,454	7,172	7,305	7,064

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14
小学校	7,626	8,284	6,638	5,182	4,118	3,366	3,531	2,806	2,675
中学校	5,810	6,160	5,463	5,023	4,684	4,497	4,606	4,179	3,852
高等学校	1,564	1,650	1,504	1,285	1,233	1,133	1,151	1,050	1,029
特殊教育諸学校	95	98	88	72	71	59	57	50	43
計	15,095	16,192	13,693	11,562	10,106	9,055	9,345	8,085	7,599

年度	15	16	17
小学校	2,787	2,671	2,579
中学校	3,934	3,774	3,538
高等学校	1,094	1,115	1,223
特殊教育諸学校	45	39	38
計	7,860	7,599	7,378

年度	18	19
小学校	10,982	8,857
中学校	7,829	7,036
高等学校	3,197	2,734
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	151	132
計	22,159	18,759

(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国・私立学校も調査

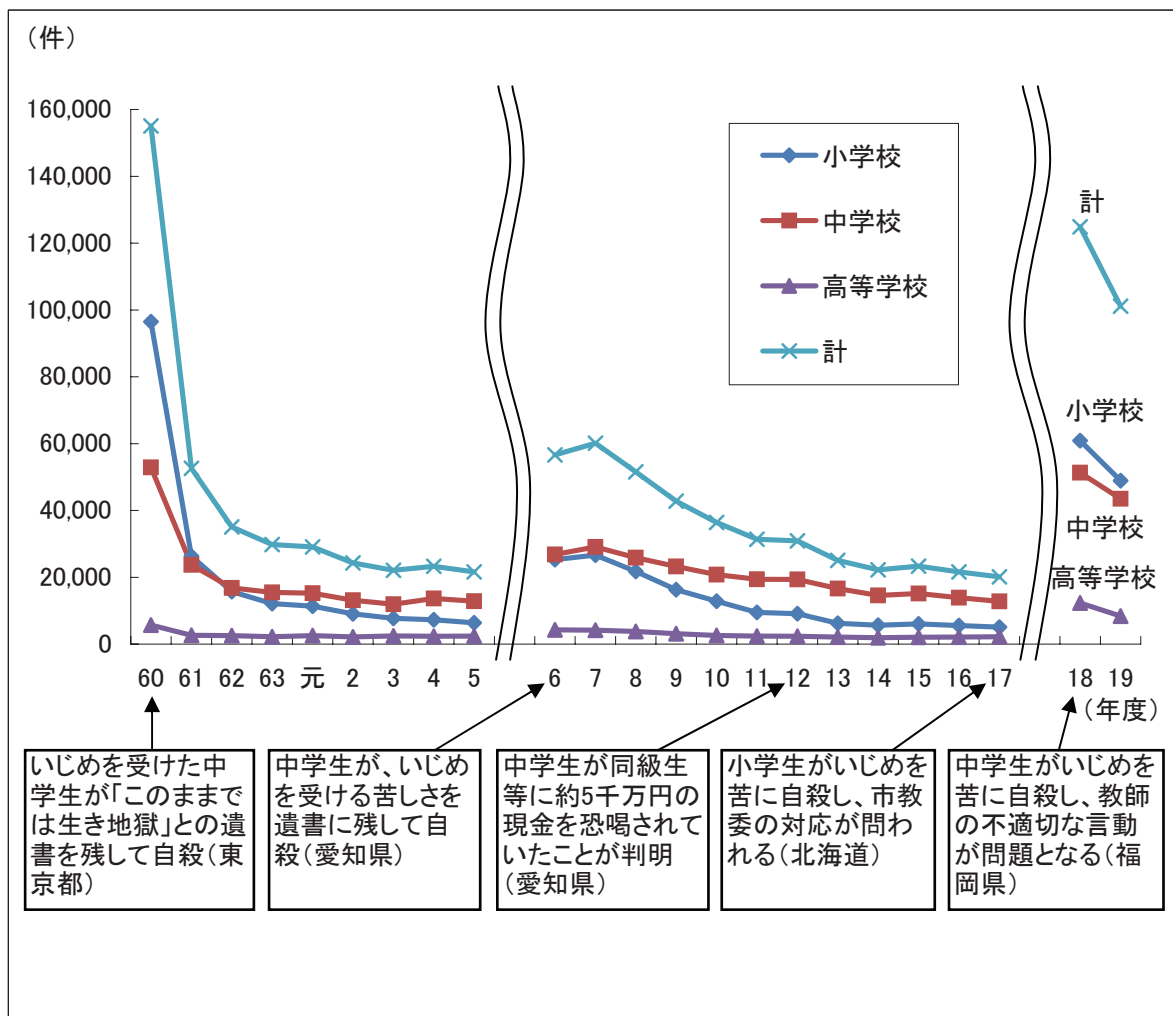
(注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) いじめに関する事件

昭和60年度、平成6年度、平成12年度及び平成18年度には、いじめに関して社会の注目を集める事件が発生し、文部科学省からのアピールや通知等が発出されている。

5-4図 いじめの認知（発生）件数といじめに関する事件



(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国・私立学校も調査

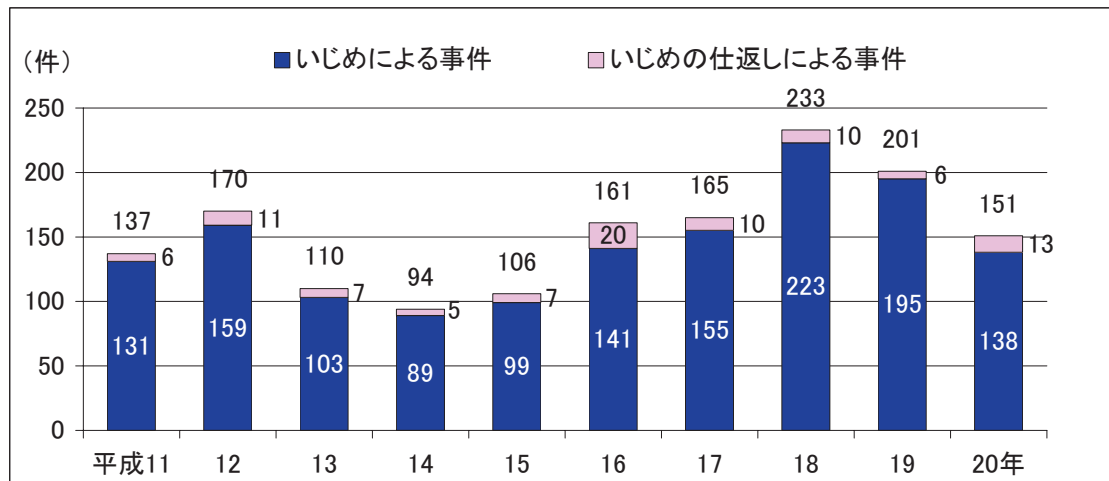
(注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基に作成

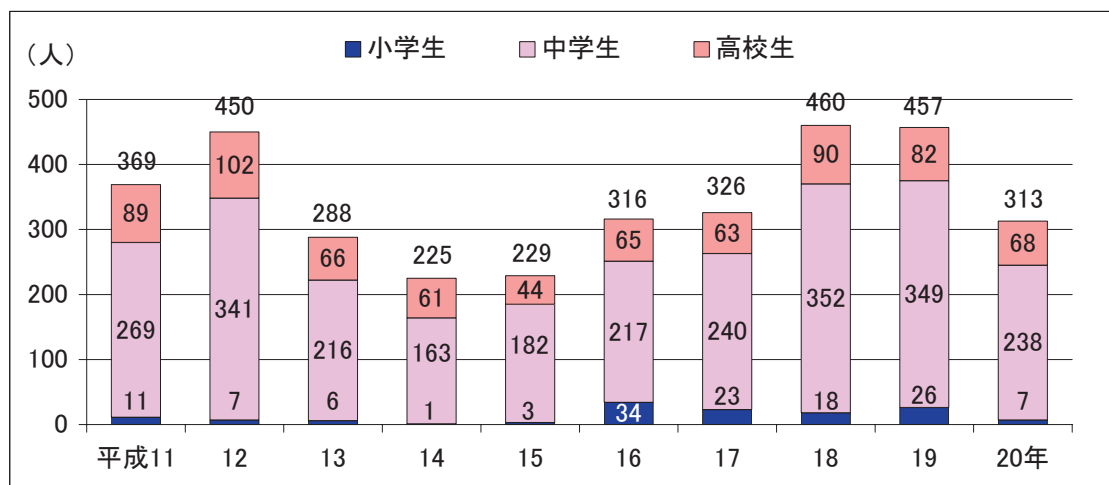
コラム 《警察が認知するいじめに起因する事件と検挙・補導した少年の数》

警察庁が、毎年発表する「いじめに起因する事件の件数」及び「いじめに起因する事件の検挙・補導人員」は、次のようになっている。

5-5図 いじめに起因する事件の件数（平成11年～20年）



5-6図 いじめに起因する事件の検挙・補導人員（平成11年～20年）



注) いじめ…単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方的に反復継続して加えることにより苦痛を与えることをいい、暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を含まない。

「いじめに起因する事件」とは、警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による「いじめによる事件」及び「いじめの仕返しによる事件」をいう。

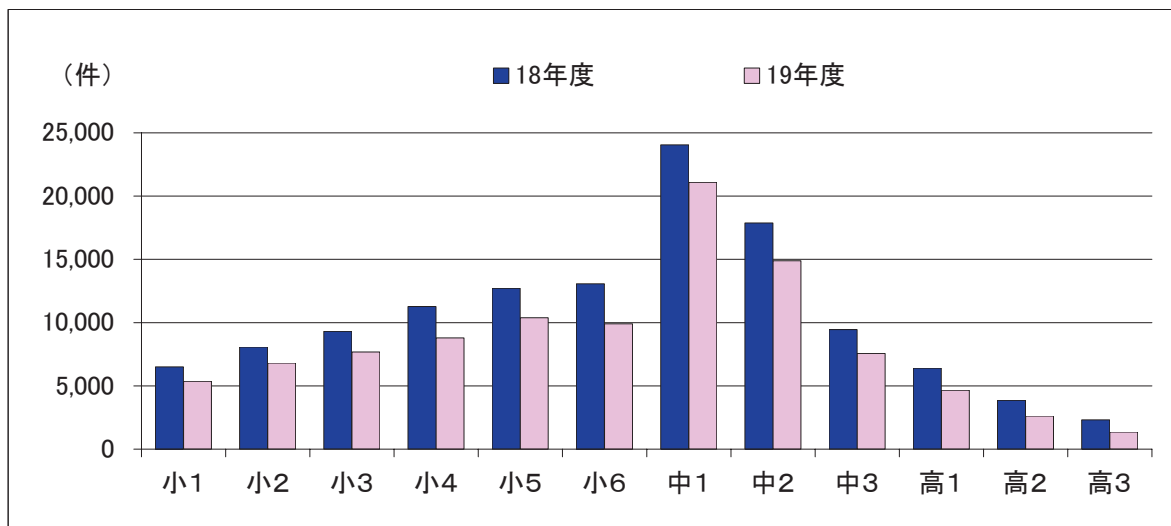
(資料) 警察庁「少年非行等の概要（平成20年1～12月）」（平成21年2月）

(4) 中学1年で急増するいじめ

いじめの認知状況を学年別にみると、小学校1年から中学校1年までは学年が進むにつれて認知件数がおおむね増加し、以後は、高等学校3年まで学年が進むにつれて減少する。

特に、小学6年から中学1年にかけて認知件数の増加が大きい。

5-7図 学年別いじめの認知件数

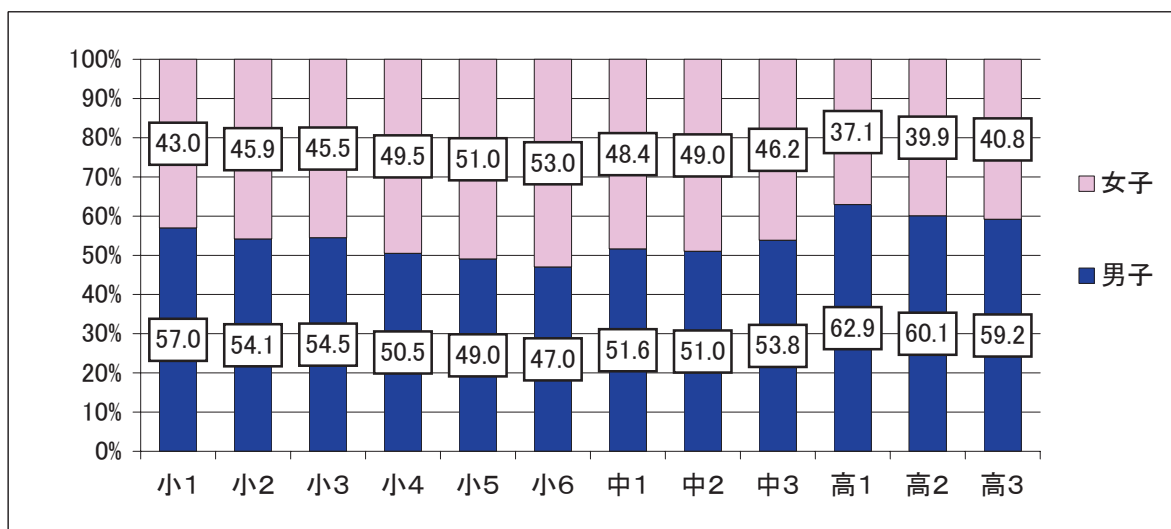


(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(5) いじめの男女別認知状況

平成19年度におけるいじめの認知件数を学年ごとに男女別に比較すると、全体的には男子の方が多く、小学校1年生と高等学校1～3年生では男子対女子がほぼ6対4の割合になっている。しかし、小学校2年生～中学校3年生では、それほど大きな男女差は見られない。

5-8図 男女別いじめの認知件数の割合 (平成19年度)



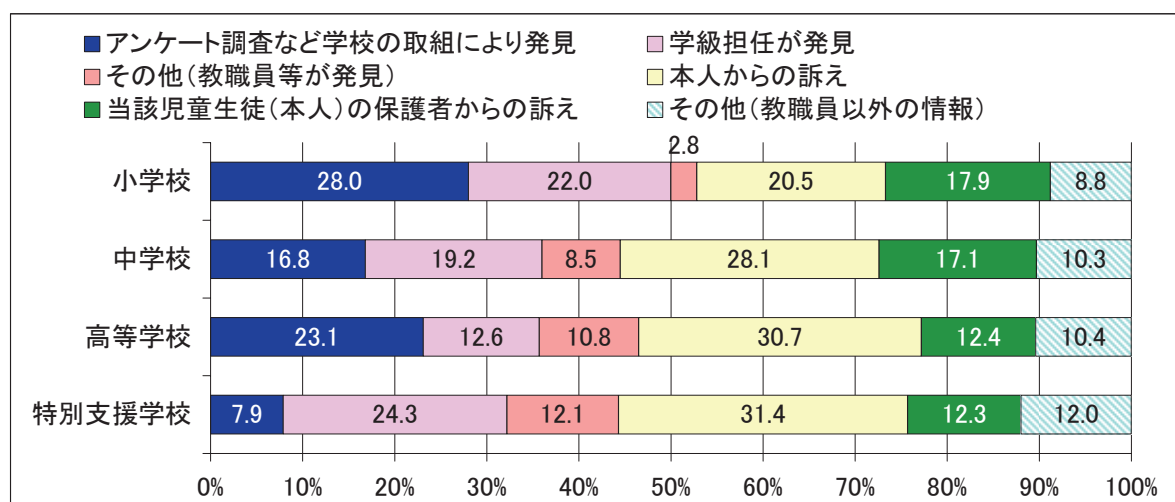
(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(6) いじめ発見のきっかけ

平成19年度に、学校がいじめを発見したきっかけは、どの学校種においても「学校の教職員等が発見」と「学校の教職員以外の情報により発見」がおおよそ半分ずつである。

各学校種における内訳で最も多いのは、小学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」、中学校、高等学校及び特別支援学校では「本人からの訴え」である。

5-9図 校種別いじめ発見のきっかけ（平成19年度）



区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
学校の教職員等が発見	25,801	52.8	19,368	44.5	3,899	46.5	151	44.3	49,219	48.7
学級担任が発見	10,738	22.0	8,333	19.2	1,053	12.6	83	24.3	20,207	20.0
学級担任以外の教職員が発見（養護教諭、 スクールカウンセラー等の相談員を除く）	898	1.8	2,813	6.5	615	7.3	38	11.1	4,364	4.3
養護教諭が発見	267	0.5	644	1.5	248	3.0	3	0.9	1,162	1.1
スクールカウンセラー等の外部の相談員が 発見	208	0.4	249	0.6	44	0.5	0	0.0	501	0.5
アンケート調査など学校の取組により発見	13,690	28.0	7,329	16.8	1,939	23.1	27	7.9	22,985	22.7
学校の教職員以外からの情報により発見	23,095	47.2	24,137	55.5	4,486	53.5	190	55.7	51,908	51.3
本人からの訴え	10,014	20.5	12,244	28.1	2,578	30.7	107	31.4	24,943	24.7
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	8,747	17.9	7,437	17.1	1,042	12.4	42	12.3	17,268	17.1
児童生徒（本人を除く）からの情報	2,182	4.5	2,468	5.7	568	6.8	26	7.6	5,244	5.2
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	1,696	3.5	1,313	3.0	200	2.4	12	3.5	3,221	3.2
地域の住民からの情報	96	0.2	92	0.2	16	0.2	0	0.0	204	0.2
学校以外の関係機関（相談機関等含む）か らの情報	169	0.3	117	0.3	35	0.4	3	0.9	324	0.3
その他 （匿名による情報など）	191	0.4	466	1.1	47	0.6	0	0.0	704	0.7
計	48,896	100.0	43,505	100.0	8,385	100.0	341	100.0	101,127	100.0

（資料）文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

コラム 《いじめられたときに、だれに相談するか》

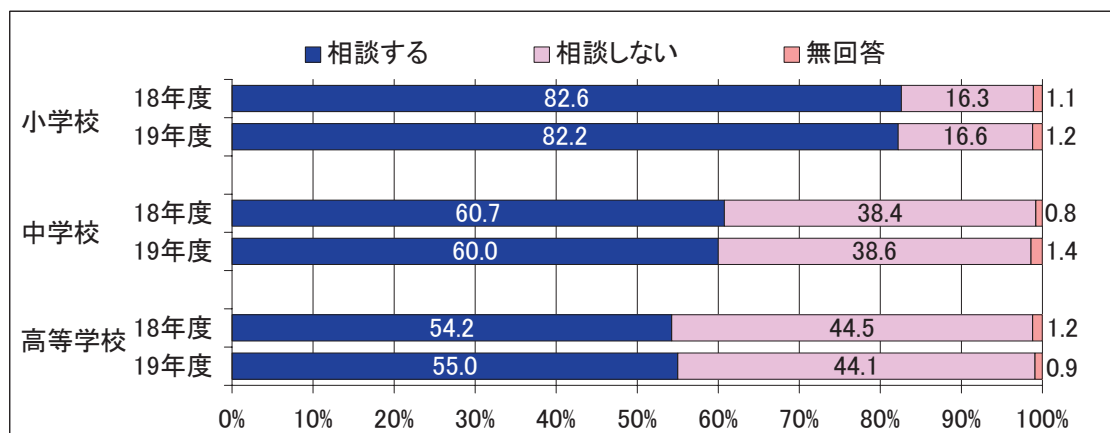
C市教育委員会は、平成18年度及び19年度に、小・中・高等学校の児童生徒（平成18年度約13万人、19年度約14万人）を対象にいじめの状況等に関する調査を実施した。調査の中で、「あなたは、自分がいじめられたら、だれかに相談しますか」とたずね、「相談する」と答えた児童生徒（平成18年度、19年度とも約10万人）に対し「だれに相談しますか」とたずねた。

その結果、だれかに「相談する」と答えた児童生徒の割合は、5-11図のように、小学校、中学校、高等学校と、学年が上がるにつれて低くなる傾向が見られた。

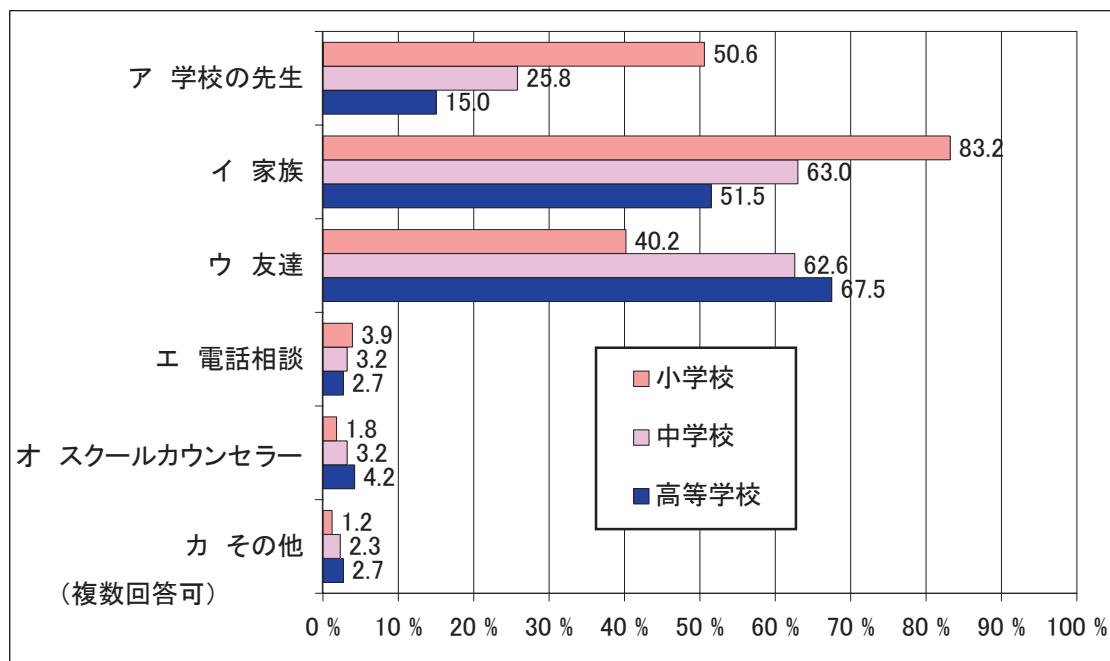
また、相談する相手については、学年が上がるにつれて、「学校の先生」や「家族」といった大人から「友達」へと移っていく傾向が見られた。5-11図は、平成19年度の結果であるが、平成18年度も同様の傾向であった。

このようなデータも参考にしながら、いじめの早期発見・早期対応に向けて、教師や保護者が子どものサインを少しでも早くとらえるよう努めるとともに、子どもがいつでも気軽に相談できる体制の充実を図ることが重要であろう。

5-10図 「あなたは、自分がいじめられたら、だれかに相談しますか」



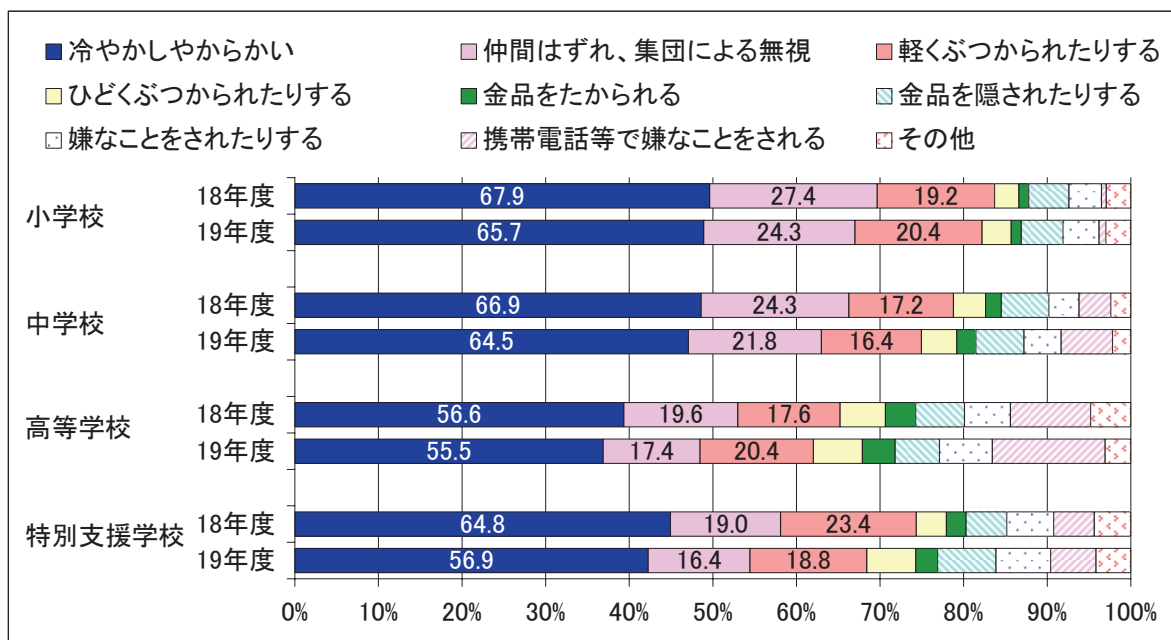
5-11図 「だれに相談しますか」 (「相談する」と答えた児童生徒約10万人、平成19年度)



(7) いじめの態様の構成比

平成19年度におけるいじめの態様については、いずれの学校種でも「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が過半数を占めている。次いで、小学校と中学校では、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が多く、高等学校と特別支援学校では、「軽くぶつかられたりする、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多くなっている。

5-12図 校種別いじめの態様（平成18・19年度）



区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	67.9	65.7	66.9	64.5	56.6	55.5	64.8	56.9	66.3	64.3
仲間はずれ、集団による無視をされる。	27.4	24.3	24.3	21.8	19.6	17.4	19.0	16.4	25.4	22.6
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	19.2	20.4	17.2	16.4	17.6	20.4	23.4	18.8	18.2	18.7
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	4.0	4.7	5.3	5.8	7.8	8.8	5.2	7.9	4.9	5.5
金品をたかられる。	1.6	1.6	2.6	3.1	5.2	5.9	3.4	3.5	2.4	2.6
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	6.6	6.7	7.8	7.9	8.4	8.0	7.0	9.4	7.3	7.3
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	5.3	5.8	5.0	6.1	7.9	9.5	8.1	8.8	5.4	6.2
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	0.8	1.1	5.2	8.4	13.8	20.3	7.0	7.3	3.9	5.8
その他	4.0	4.0	3.3	3.0	6.9	4.6	6.3	5.6	4.0	3.7

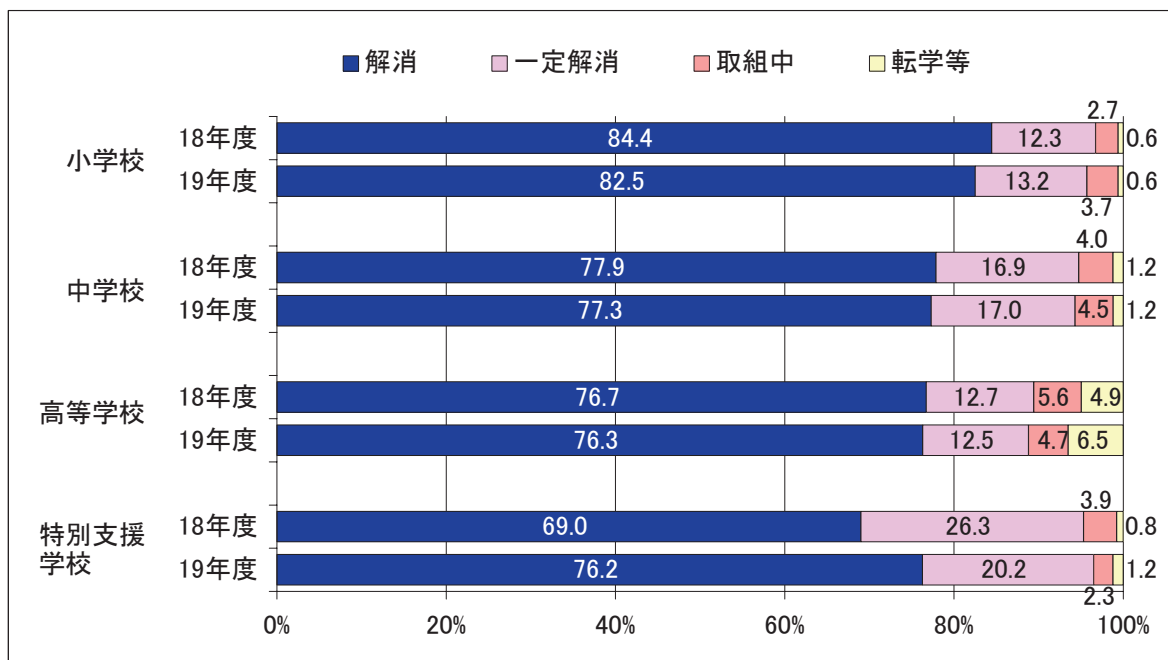
(注) 複数回答可とする。構成比は、各区分における回答数の認知件数全体に対する割合(%)

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(8) 年度内解消は約8割

平成19年度に認知したいじめは、各学校種とも約8割がその年度内に解消している。

5-13図 校種別いじめの解消状況の推移



(注) 「解消」…解消しているもの 「一定解消」…一定の解消関係が図られたが、継続支援中
「取組中」…解消に向けて取組中 「転学等」…他校への転学、退学等
(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

コラム 《いじめ追跡調査》

国立教育政策研究所による「いじめ追跡調査」は、1998年度から2003年度までの6年間にわたって実施された。目的はいじめの発生状況や発生メカニズムを定点観測によって明らかにすることであり、方法は年に2回ずつ計12回、個人の変化を追跡できる自記式の調査票で実施された。調査対象は首都圏のA市内にある全公立小中学校に在籍する小学校4年生から中学校3年生の全児童生徒（各学年800～900名程度）である。調査の内容はいじめの加害・被害経験の有無をはじめとした学校生活に関する適応感やストレス感等である。

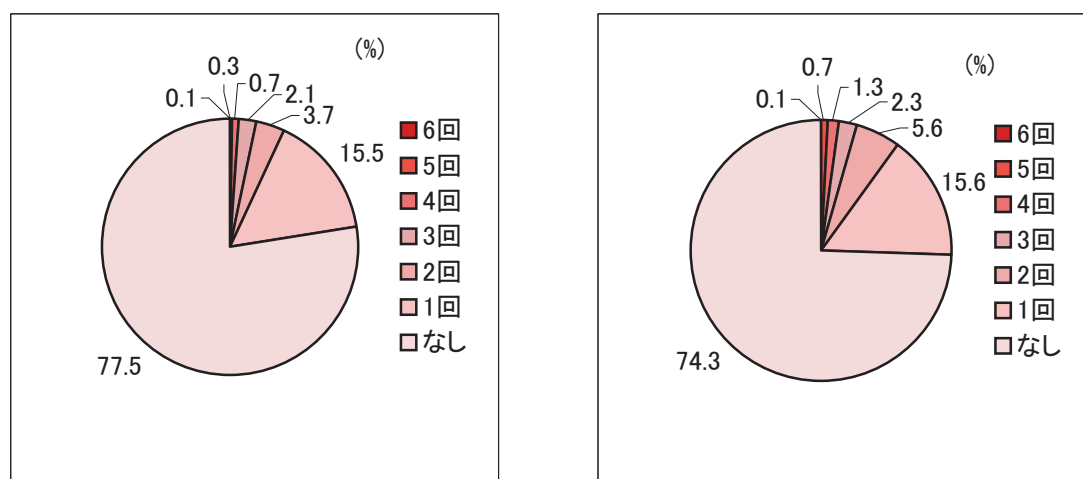
この調査で得られた知見のうち、最も重要なものは、「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」とされた文部大臣の「緊急アピール」(1996年1月30日)を裏付けるデータを示したことと言える。ややもすれば、一部の問題を抱えた児童生徒だけがいじめの加害や被害を繰り返すかのように思われがちであるが、実際の調査からはまったく異なる様相が明らかになった。

最も代表的ないじめである「仲間はずれ・無視・陰口」の例で言うと、「週に1～2回」という高頻度の加害経験は、12回におよぶ調査において、小学校の男子では4.4%から6.6%、女子では5.9%から8.3%の間に収まる。男子では概ね5～6%、女子では7～8%となる。同様に中学校の男子では6.2%から8.0%、女子では7.0%～10.3%に収まり、男子では概ね5～7%、女子では7～10%となる。

しかし、毎年同じような割合の経験率が示されてはいても、毎年問題を起こす「一部の特別な子ども」がこうした割合で存在しているわけではない。こうした行為を行う子どもは毎回大きく入れ替わっており、少数の同じ子どもが問題を起こしているわけではないからである。5-14図は98年度の小学校4年生が6年生に至るまでの3年間にそうした高頻度の加害を何回繰り返すのかを集計した結果で、5-15図は中学校1年生から3年生に至るまでの同様の集計結果である。その期間内の6回の調査中に5回、6回と加害行為を繰り返した子どもは1%にも満たず、その多くが1回きりの行為にとどまる子どもであることがわかる。

さらに、集計の仕方を変えて頻度の低い加害行為を含めたすべての経験について集計を行った結果からは、3年の間に1回でも加害経験のあった子どもは小学校段階では8割を超え、中学校段階でも4分の3を超えることが示された。ちなみに、被害経験についても、ほとんど同じ結果が示されている。また、これ以外のいじめの行為についても、同様のことが指摘できるのである。つまり、いじめというのは、誰もが加害行為を行いうるし、被害にあう可能性がある行為であることがはっきりと示されたと言える。

5-14図 小学校4年生から6年生までの3年間（6回調査）における高頻度加害経験の継続・再発率（98年度小4）
 5-15図 中学校1年生から3年生までの3年間（6回調査）における高頻度加害経験の継続・再発率（98年度小4）



(出典) 国立教育政策研究所『第5回教育改革国際シンポジウム「子どもを問題行動に向かわせないために ～いじめに関する追跡調査と国際比較を踏まえて～」報告書』（平成18年3月）

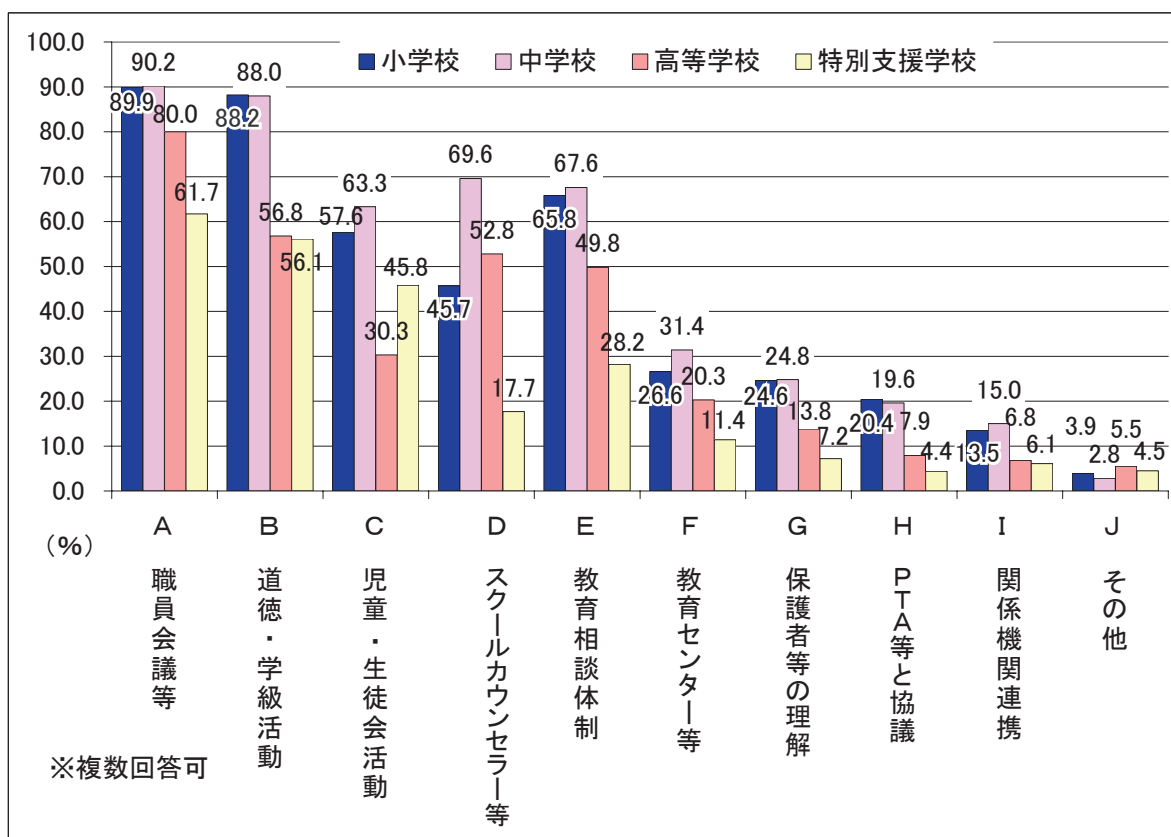
3. いじめ問題への対応

(1) 学校におけるいじめの問題に対する取組

いじめの認知の有無にかかわらず、いじめの問題に対しどのような取組を行っているか、対応の内容別にその割合をみたのが5-16図である。

これをみると、いずれの学校種においても「職員会議等を通じていじめ問題について教職員間で共通理解を図った（図中A）」が最も多く、小・中学校では「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。（図中B）」も多くなっている。

5-16図 校種別いじめ問題への対応



- A 職員会議等 … 職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。
- B 道徳・学級活動 … 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。
- C 児童・生徒会活動 … 児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。
- D スクールカウンセラー等…スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。
- E 教育相談体制 …いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。
- F 教育センター等 … 教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。
- G 保護者等の理解 … 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めた。
- H PTA等と協議 … PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。
- I 関係機関連携 … いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) いじめに対する緊急アピール等

●児童生徒の問題行動に関する検討会議緊急提言

—いじめ問題の解決のためのアピール—（昭60年6月28日）（抜粋）

- 1 いじめの問題に関する5つの基本認識
 - ①いじめは、児童生徒の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、その原因も根深いものであること。
 - ②いじめは、今日の児童生徒の心の問題が深く介在している問題であること。
 - ③いじめは、学校における人間関係から派生し、教師の指導の在り方が深くかかわっていること。
 - ④いじめは、家庭におけるしつけの問題が深くかかわっていること。
 - ⑤いじめの解決には、緊急対策、長期的対策の両面からの対応が必要であること。
- 2 学校において緊急に取り組むべき5つのポイント
 - ①全教師がいじめの問題の重大性を認識し、実態に眼を向ける。
 - ②学校に児童生徒の悩みを受け入れる場を作る。
 - ③学校全体に正義をいきわたらせる。
 - ④生き生きした学級、学校作りを推進する。
 - ⑤家庭や地域との連携を強化する。
- 3 教育委員会において緊急に取り組むべき5つのポイント
 - ①教育相談体制を整備充実する。
 - ②父母の悩みに具体的にこたえうる措置を講ずる。
 - ③学校外における集団活動を推進する。
 - ④教員の研修を充実する。
 - ⑤学校を支援する体制を強化する。
- 4 家庭において配慮すべき3つのポイント
 - ①親は、しつけを見直し、子どもにしっかりと身につけさせる。
 - ②親は、子どもの日常生活に十分な目配りをする。
 - ③親は、子どもに対して一面的な評価に陥らず、それぞれの個性・特性を生かすよう配慮する。

●「いじめ対策緊急会議」緊急アピール（平成6年12月9日）

- 1 いじめがあるのではないかとの問題意識を持って、全ての学校において、直ちに学校を挙げて総点検を行うとともに、実情を把握し、適切な対応をとること。
- 2 学校・家庭・社会は、社会で許されない行為は子どもでも許されないとの強い認識に立って子どもに臨むべきであり、子どももその自覚を持つこと。
- 3 子どもが、必要ときにはすぐに親や教師に相談することができるよう、子どもと親や教師との信頼関係を深めることが大切であること。
- 4 家庭は、いじめの問題の持つ重さと家庭における教育の重要性を再認識し、子どもの生活態度を見直してみること。
- 5 学校は自らの責任を深く自覚するとともに、学校だけで解決できない場合もあるので、地域社会や関係行政機関との連携・協力を求めること。
- 6 国や地方公共団体においてもいじめ問題の解決に向けての施策の充実に努めること。

●「いじめ対策緊急会議報告」

—いじめの問題の解決のために当面取るべき方策について—（平成7年3月13日）（抜粋）

1 いじめの問題への対応に当たっての基本的認識

- (1) 「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- (3) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- (4) 関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること
- (5) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

●文部科学省初等中等教育局長通知「いじめの問題への取組の徹底について」

（平成18年10月19日）（抜粋）

1 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。
- (2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。
- (3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。
- (4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。
- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

2 いじめを許さない学校づくりについて

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。
- (2) いじめを許さない学校づくり、学級（ホームルーム）づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。
- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

3 教育委員会による支援について

教育委員会において、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。